



答申第 889 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 2 日付け神企
企第 1408 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

空家空地情報の GIS（地理情報システム）化について
（条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して）

- 1 空家の所在や築年数等を効率的に把握するため、水道使用者情報や固定資産税課税台帳に記載されている登記物件の情報を GIS（地理情報システム）を用いて、電子計算機処理することは、効率的かつ効果的な空家対策の立案が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

空家空地情報のGIS（地理情報システム）化について
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

別紙
答申 889

(1) 水道使用者情報

業態が家事用※、店舗付住宅※、共用家事用※、かつ、水道閉栓中又は新設閉栓の水道使用者にかかる下記の情報

水栓所在地(建物名及び部屋番号を含む)

水栓番号

閉栓日

※語句説明(業態及び使用状態)

- ・家事用 :住宅で生活用水として使用するもの
- ・店舗付住宅:店舗付住宅で生活用水のみ使用するもの
- ・共用家事用:住宅において生活用水として2戸以上で共用するもの

(2) 固定資産課税台帳(登記物件に限る)

① 土地情報

土地所在地

地目

地積

土地用途(用途地域, 住宅・非住宅)

② 建物情報

建物所在地

家屋番号

建物用途

建物構造

建築年次

総床面積

1階床面積

階層

高架下区分

市街化区域種別